

命 令 書

再審査申立人 総評全国金属労働組合愛知地方本部
日本サーキット工業支部

再審査被申立人 日本サーキット工業株式会社

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者

初審命令の理由第1の1の事実中「申立人」を「再審査申立人」に、「被申立人」を「再審査被申立人」に、「本件申立時」を「初審申立時」に改める以外は、当該事実と同一であるので、これを引用する。

2 就業時間中の交渉

(1) 初審命令の理由第1の2の(1)の事実と同一であるので、これを引用する。

(2) 前記(1)の交渉時の賃金支払状況は次のとおりである。

①及び③については、交渉出席者のうち支部執行委員長であったA1（以下「A1」という。）は賃金が支払われ、支部副執行委員長であったA2（以下「A2」という。）は賃金がカットされている。

②及び⑩については、交渉出席者の賃金がカットされ、④、⑤、⑥、⑧及び⑨については賃金が支払われている。

⑦については、交渉出席者のうち、A 1は賃金をカットされ、A 2及びA 3（以下「A 3」という。）は賃金が支払われている。

3 昭和48年10月31日の経過

初審命令の理由第1の3の事実中「支部のA 2執行委員長、A 3副執行委員長及びA 1書記長」を「支部のA 2、A 3及びA 1」に改める以外は、当該事実と同一であるので、これを引用する。

4 昭和48年11月17日の経過

初審命令の理由第1の4の事実と同一であるので、これを引用する。

以上の事実が認められる。

第2 当委員会の判断

支部は、昭和48年10月31日及び同年11月17日の就業時間中の交渉における支部交渉員の賃金をカットした会社の行為を不当労働行為には当たらないとした初審判断を争い、従来就業時間中のすべての交渉について賃金はカットされておらず、労使間にはそのような慣行があったのであるから、上記両日とも出席したA 2ら3名の賃金を支払うべきであるのに、これをカットした会社の行為は組合活動を理由とする不利益取扱いであると主張する。

しかしながら、就業時間中の組合活動については、当然に賃金が保障されるべき性質のものでなく、本件労使間においては、前記第1の2の(2)認定のとおり、④、⑤、⑥、⑧及び⑨については、支部側出席者全員の賃金が支払われているが、①、②、③、⑦及び⑩については、支部側出席者の全員または一部について、賃金がカットされている。

このように出席者の一部であったとしても、現実に賃金カットの事実が認められる以上、支部が主張するように就業時間中の交渉のすべてについて、賃金が支払われるとの慣行が労使間にあったものとまでは認められない。しかも、昭和48年10月31日及び同年11月17日の就業時間中の交渉は、前記第1の3及び4認定のとおりのおりの態様のものであってみればかかる交渉時の賃金をカットしたからといって不当労働行為ということはできず、結局、初審判断は相当である。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき主文のとおり命令する。

昭和55年 7 月 2 日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎